

2011年7月1日

## グリーン購入法 特定調達品目とエコマーク認定基準との 整合に関する部分改定

財団法人日本環境協会  
エコマーク事務局

### 1. 改定の趣旨

エコマークとグリーン購入法の関係は、調達時に混乱を招かないようにグリーン購入法の特定調達品目の対象でエコマークの認定基準がある場合には、エコマークの認定基準の方が同等かそれ以上の基準を設定し、グリーン購入法の判断の基準を満たすように整合をとることとしている。2001年3月にエコマーク運営委員会で決定された「国および国際機関が定めた関連する基準が制定・改定された場合のエコマーク認定基準改定の考え方」で既に謳われているものの、1年ごとに改定を行うグリーン購入法と整合がとれていない認定基準もでている。

2011年3月23日に開催されたエコマーク基準審議委員会（第4回）において、2011年度に部分的改定を行う事項についての方針を検討し、グリーン購入法「特定調達品目」とエコマーク認定基準との整合をはかることとなった。

その結論に基づき、部分的な改定を行うことにした。

#### <参考>

「国および国際機関が定めた関連する基準が制定・改定された場合のエコマーク認定基準改定の考え方」【2001年3月6日】

#### <原則1>

エコマーク認定基準は、「エコマーク類型・基準制定委員会に関する諸ガイドライン」の「認定基準策定の方針」において、他の同様の商品と比較して環境負荷が相対的にできるだけ少なくなる製品を推奨することを基本としている。従って、国および国際機関等が定めた関連する基準（例えばグリーン購入法の判断基準、エナジースター、JISなど）が制定、改定された場合には、先ず、ワーキンググループで技術的・科学的内容や合理性・実現性等の検討をした後、エコマーク類型・基準制定委員会において、その基準等と同等もしくはそれ以上の内容となるよう、認定基準の整合をとるべく検討するものとする。

ただし、合理的、科学的根拠等をエコマークとして説明できる場合には、認定基準の整合をとらないこともあり得るものとする。この場合、エコマークとしての判断を広く公開するとともに、必要に応じて、当該機関等に対し、上記根拠等の情報提供等、適切な働きかけを行うものとする。

#### <原則2>

認定基準の改定においては、必要に応じて、実施時期を予告する認定基準の採用など、製造設備技術の変更に必要な猶予期間等に配慮するものとする。

以上

### 2. 該当するエコマーク商品類型

No.132 「トナーカートリッジ Version1」

No.142 「インクカートリッジ Version1」

### 3. 改定日：2011年10月1日

### 4. 既に認定されている商品の扱いについて

認定中の商品については、仕様変更の機会が発生した際には、可能な限り、今回の部分的な改定基準に適合するように対応を促すこととする（変更する際には、「エコマーク商品変更申込書」にて届け出を行う必要がある）。

5. 具体的な改定箇所 (赤字部分が改定箇所)

1) No.132 「トナーカートリッジ Version1」

グリーン購入法

5-13 カートリッジ類

トナーカートリッジ

【判断の基準】

⑦使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。

【部分的な改定案】 <(18)の後に追加、以下、番号を繰り下げ>

(19) 使用される用紙が以下 a.~c.に該当する場合は、当該基準に合致する用紙を、各社の品質管理上の規定に基づき、少なくとも1種類以上が使用可能であること。

a.エコマーク No.106「情報用紙 Version3」の適用範囲「PPC 用紙、フォーム用紙、カラープリンタ用紙（インクジェット用紙）」

b.エコマーク No.107「印刷用紙 Version3」の適用範囲「印刷用紙（ただし、経済産業省「紙・パルプ統計年報」による紙の品目分類のうち、「筆記・図画用紙」等に含まれる画用紙類に使用されるものは除く）」

c.グリーン購入法「2.紙類」の【情報用紙】「コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙」、【印刷用紙】「塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙」

【証明方法】

本項目への適合ならびに用紙の製造事業者名・銘柄名を付属証明書に記載すること。

2) No.142 「インクカートリッジ Version1」

グリーン購入法

5-13 カートリッジ類

インクカートリッジ

【判断の基準】

⑥使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。

【部分的な改定案】

(16) 使用される用紙が以下 a.~c.に該当する場合は、当該基準に合致する用紙を、各社の品質管理上の規定に基づき、少なくとも1種類以上が使用可能であること。

a.エコマーク No.106「情報用紙 Version3」の適用範囲「PPC 用紙、フォーム用紙、カラープリンタ用紙（インクジェット用紙）」

b.エコマーク No.107「印刷用紙 Version3」の適用範囲「印刷用紙（ただし、経済産業省「紙・パルプ統計年報」による紙の品目分類のうち、「筆記・図画用紙」等に含まれる画用紙類に使用されるものは除く）」

c.グリーン購入法「2.紙類」の【情報用紙】「コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙」、【印刷用紙】「塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙」

【証明方法】

本項目への適合ならびに用紙の製造事業者名・銘柄名を付属証明書に記載すること。

以上